後期高齢者医療制度の保険料についてお知らせします

平成20年4月1日から75歳以上の方(65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方を含みます。)を対 象とする後期高齢者医療制度が始まります。現在加入されている国民健康保険や被用者保険(※)などの医療保険から脱 退して後期高齢者医療制度へ加入することになるので、保険料の二重のご負担はありません。

※被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合等の公的医療保険の総称です。

O. 保険料はどのくらいですか?

A. 茨城県の一人当たりの平均保険料は69,355円です。 計算方法としては次のようになります。

> 均等割 所得割 保険料 (年額) 定 所得に応じて計算 37,462円 (総所得金額等-基礎控除33万円)×7.60% (100円未満切捨て)

O. 保険料の納め方はどのようになりますか?

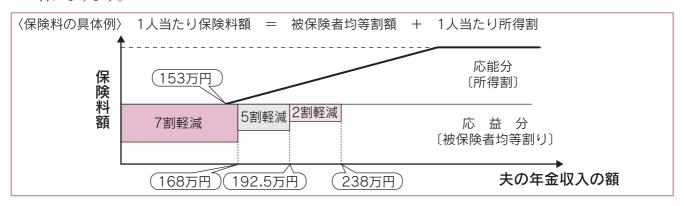
- A. 後期高齢者医療制度の保険料につきましては、介護保険と同様に原則として年金からの天引きとなります (特別徴収)。ただし、次の条件に該当する方は、お住まいの市町村からお送りする納付書による納付となり ます(普通徴収)。
 - ・年金の年額が18万円未満の方
 - ・後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
 - ・年度途中で後期高齢者医療制度に加入された方

O. 保険料の減額や免除はありますか?

- A. 世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割が軽減されます。また、今まで被用者保険の被扶養者として 保険料を負担していなかった方については、資格を得た月から2年間、保険料は均等割のみとなり、その5 割が軽減されます。さらに、被用者保険の被扶養者の方は、平成20年度に限り次の措置があります。
 - ・平成20年4月から9月までの半年間は、保険料をいただきません。
 - ・平成20年10月から平成21年3月までの半年間は、均等割の9割が軽減されます。

O. 引越しをしたら保険料は変わりますか?

A. 茨城県内での転居では保険料は変わりませんが、他の都道府県へ転出した場合には、その都道府県での保険 料になります。



医療保険課医療グループ 本庁

☎ 52-1111 内線162・163・164

茨城県後期高齢者医療広域連合

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階 7 029-309-1211 Fax 029-309-1126 http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/